

都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業の 環境影響評価書案に係る見解書について（要約）

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 事業者

名 称：東京地下鉄株式会社

代表者：代表取締役社長 山村 明義

所在地：東京都台東区東上野三丁目 19 番 6 号

(2) 環境影響評価の実施者（都市計画を定める者）

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業

種 類：鉄道の建設

3 対象事業の内容の概略

本事業は、都市高速鉄道第8号線（東京メトロ有楽町線）として、現在供用されている豊洲駅の江東区豊洲三丁目から、住吉駅の江東区住吉二丁目までの延長約 5.2km（内、トンネル建設区間約 4.8km、豊洲駅改良区間約 0.2km）の区間に都市高速鉄道を建設するものである。

事業内容の概略は、表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 対象事業の内容の概略

項 目	内 容
区 間	江東区豊洲三丁目から江東区住吉二丁目まで
延 長	約5.2km（内、トンネル建設区間約4.8km、豊洲駅改良区間約0.2km）
単・複線の別	複線
軌 間	1,067mm
軌 条	60kg/m
車 両	10両編成（20m/両）
工事予定期間	約10年

4 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要
 評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見の件数は、表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民の意見書	1
事業段階関係区長の意見	1
合計	2

4.1 都民の意見の概要と事業者の見解

都民の主な意見の概要及びそれらに対する事業者の見解は、以下に示すとおりである。

4.1.1 騒音・振動

都民の意見の概要	事業者の見解
<p>環境影響評価書案(資料編)P.30 図 2.1.2-1(1) 建設作業騒音の予測条件模式図(敷地境界に近接した配置を想定)によると、音源を敷地境界から 2.0m 離れた地点で高さを地上面から 1m 程度の高さに設定していると想定されます。工事の施工中で騒音の影響が大きい工種の一つとして土留め工事が挙げられますが、環境影響評価書案(概要版)P.24 図 6.3.1-1(1) 工事の概要(開削工法)に示されたアースオーガ機械を使用した場合、減速機からも騒音が発生することから、設定された音源よりも高い地点から騒音が発生するため高さ 2.0m の仮設防音壁だけでは騒音対策としては不十分であり、騒音の発生音源となる減速機への騒音対策が必要と思われます。</p>	<p>開削工事における土留め工事を行う際に発生する建設機械騒音については、主な建設機械としてアースオーガを想定しており、予測に用いた音源高さは、土留め作業を行う地上付近に設定しました。</p> <p>頂いた御意見を参考に、施工計画を検討し、工事を実施していきます。</p> <p>なお、仮設防音壁の設置のほか、現場状況に合わせて低騒音、低振動の工法、機械を採用するとともに、最新の技術、建設機械等を積極的に導入するなどの環境保全のための措置を講じます。</p>

4.1.2 日影

都民の意見の概要	事業者の見解
<p>環境影響評価書案(資料編) P. 30 図 2.1.2-1(1) 建設作業騒音の予測条件模式図(敷地境界に近接した配置を想定)によると、騒音対策として民地から0.5m離れた箇所に高さ2.0mの仮設防音壁をすとなっており、騒音対策としては有効と思われますが、民地近傍に壁が設置することによる日影への配慮も必要と思われます。</p>	<p>工事中の仮設防音壁については、周辺環境への影響が最小限となるよう配慮し、施工計画を検討いたします。</p>

4.1.3 景観

都民の意見の概要	事業者の見解
<p>準備工事から道路復旧まで10年以上の長い年月を工事の期間に要することから、工事期間中の仮設備など、地上において周辺住民の目に留まりやすいものについて、景観に配慮して頂きたいです。</p>	<p>工事中の仮設備については、周辺の景観への影響が最小限となるよう配慮し、施工計画を検討いたします。</p>

4.1.4 その他

都民の意見の概要	事業者の見解
<p>環境影響評価書案(概要版) P. 22において、原則昼間作業を行うが工種や諸条件によっては夜間作業も行うと記載されており、夜間作業は極力行わない意向であるような印象を受けます。しかし、夜間作業を行う期間も相当期間あると想定されるため、周辺住民の誤解を招かないよう、住民に分かり易い、できるだけ正確な情報の事前開示が、工事を円滑に進めるために必要と思われます。(令和5年6月25日開催の説明会の中では、工事は原則昼間行うという説明のみで夜間作業についての説明がありませんでした。限られた時間の中での説明で詳細な説明ができなかったためと考えられますが、工事を円滑に進めるためには(作業時間に限らず、工事における環境影響全般について)ネガティブな情報も事前に開示する必要があります。)</p>	<p>本事業の実施に当たっては、原則、昼間の作業を想定しておりますが、関係者協議等によりやむを得ない場合には夜間作業となる可能性があります。</p> <p>また、関係者協議等によって土砂搬出や資機材の搬入等がやむを得ず夜間作業となった場合は、大気質や騒音・振動を必要最低限に抑えるため、工事用車両の走行台数を最小限にとどめるなど、環境保全に努めます。</p> <p>具体的な施工計画や工事時間帯については、工事着手前の工事説明会等で説明するとともに、工事のお知らせチラシや工事用看板等で地元住民等への周知を図るなど、地域への情報提供に努めます。</p>

4.2 事業段階関係区長の意見と事業者の見解

事業段階関係区長の意見とそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

4.2.1 江東区長の意見と事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>【全般事項】</p> <p>(p41) 環境保全に関する計画等に配慮した事項(江東区)について、表 6.4-1(5)の江東区長期計画に配慮した事項として、「開削工法で工事を行う箇所は、幹線道路の地下空間・・・」としているが、開削予定範囲には道路のみならず、教育施設や民地も含まれるため、土地利用の状況を踏まえ、適切かつ十分な配慮をすること。</p>	<p>環境影響評価書案(41 ページ参照)では、環境保全に関する計画等に配慮した事項として「開削工法で工事を行う箇所は、幹線道路の地下空間での工事となるため、蓋掛け等を行うことで、外部に建設作業騒音が漏れない状況で工事を行う。」と記載しておりますが、開削予定範囲には教育施設や民地も含まれるため、事業の実施に当たっては、事前に関係者と綿密な協議を行い、影響が最小限となるような施工計画を検討するとともに、低騒音、低振動の工法、機械を採用するなど、十分配慮していきます。</p>
<p>【全般事項】</p> <p>(p99) 8.1.3 環境保全のための措置について、本事業は10年間と長期に渡る大規模工事であり、区道等の交通渋滞及び交通安全の対策が必要とされる。そのため、工事用車両の出入口への交通整理員の配置や、市街地での待機及び違法駐車禁止の徹底を行うこと等により、計画地周辺の車両の通行に支障を与えないような措置を講ずること。また、交通安全確保に向けた措置を講ずることを、(1)工事の施工中「イ 予測に反映しなかった措置」に追加すること。</p>	<p>環境影響評価書案(34 ページ参照)に記載のとおり、計画地周辺の車両通行に影響を与えないように、工事用車両の走行ルートは、一般車両、緊急車両及び近隣住民等の日常生活に著しい影響を及ぼすことのないよう十分に検討し、交通誘導員を工事用車両の出入口へ配置するなど、交通安全対策も含めて交通管理者等の関係機関と調整を図り、決定します。</p> <p>また、工事の実施者に対しては、法令の遵守等に関する教育を徹底いたします。</p>
<p>【全般事項】</p> <p>区として公園の改修工事の場所や予定を検討するため、8号線事業に伴い公園や河川に影響がある場合は、早めに河川公園課に相談すること。</p>	<p>事業の実施に当たって、公園や河川に影響があると想定される場合は、事前に関係機関と協議を行います。</p>

意見の内容	事業者の見解
<p>【全般事項】</p> <p>工事に伴う環境影響に関する近隣住民からの苦情等には、近隣住民に分かり易いよう窓口を明確にし、解決に向け真摯に対応すること。</p>	<p>鉄道工事に関する地元住民の皆さまからの御意見・御要望等があった場合については、事業主体である東京地下鉄株式会社が、誠意を持って対応させていただきたいと考えており、工事に関する詳細については、工事着手前に開催する工事説明会等で説明いたします。</p>
<p>【全般事項】</p> <p>工事終了後に、列車走行や換気施設等について、近隣住民から環境影響に関しての苦情があった際は、解決に向け真摯に対応すること。</p>	<p>工事完了後に関する地元住民の皆さまからの御意見・御要望等があった場合については、事業主体である東京地下鉄株式会社が、誠意を持って対応させていただきたいと考えております。</p>
<p>【騒音・振動】</p> <p>(p2) 建設機械の稼働に伴う建設作業音の予測値は、敷地境界上において騒音が68～84dBとなっているが、今般の工事において豊洲小学校の敷地内において開削工事を行う予定とされている。学校における騒音については「学校環境衛生基準」の教室等の環境に係る学校環境衛生基準として騒音レベルは「教室内の等価騒音レベルは、窓を閉じているときはLAeq50dB(デシベル)以下、窓を開けているときはLAeq55dB以下であることが望ましい」とされていることから、この範囲に収まるよう更なる対策を講じること。振動については、基準はないが、学校の教育環境としては静謐な環境が求められることから、可能な限り少なくする対策を講じること。また、開削工法となる豊洲小学校(豊洲幼稚園)、深川第五中学校付近では、振動騒音、粉塵、工事車両の滞留などが教育環境へ悪影響を及ぼさないように対策を徹底すること。</p>	<p>豊洲小学校の敷地及びその周辺において、工事を行う際には事前に施設管理者等と綿密な協議を行い、学校への影響が最小限となるような施工計画を検討していきます。</p> <p>また、事業区間近傍の学校に対しても、騒音・振動、粉じん、工事車両の滞留などによる影響が最小限となるよう施工計画を検討し、施設管理者等と綿密な協議を行いながら事業を進めます。</p>

意見の内容	事業者の見解
<p>【騒音・振動】</p> <p>(p34, p35, p47) 表 6. 3. 1-8 において、(仮称) 枝川駅付近の工事用車両の主な走行ルート(都道 319 号(三ツ目通り))として、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動について環境影響評価の項目として選定しないとの結論を出している。しかし、資料編 p3 図 1. 1. 2-2 をみると、(仮称) 枝川駅付近は他 4 駅とは異なり、特別区道沿いに開削予定範囲およびシールド発進部を計画していることから、主な走行ルートを特別区道江 144 号と想定する方が事業の実施に伴う騒音、振動が日常生活に及ぼす影響をより正確に把握することができる。現況交通量は、都道 319 号(三ツ目通り)の 30,820 台/日に対し、特別区道江 144 号は区交通量調査(H11 年)によれば 4,447 台/日であり、都道 319 号の約 1/7 である。このため、最大 380 台/日の工事用車両が特定の時間帯に集中する場合は、特別区道江 144 号の全交通量に占める割合は、決して小さくはない。また、歩道幅員は都道 319 号線が概ね 6m 程度であるのに対し、特別区道江 144 号線は 3.3~3.58m と狭い。これらのことから、工事用車両の走行に伴う騒音・振動による影響は、特別区道江 144 号の場合、現状に比べ大きくなる可能性が有り、歩道による減衰効果も小さいため、工事用車両の運行時間帯に、住民からの苦情が多発することが予想される。</p> <p>以上のような、地域の概況を勘案し、事業の実施に伴う騒音、振動が日常生活に及ぼす影響を適切に把握するため、(仮称) 枝川駅付近の工事用車両の主な走行ルートを特別区道江 144 号とし、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動による時間帯別影響について環境影響評価の項目として選定することが必要である。(H26.3 東京都環境影響評価技術指針(付解説)第 3 章第 3-2-(2)(p50))</p>	<p>工事用車両の主な走行ルートについては、幹線道路を基本に計画しており、工事用車両の主な走行ルートの現況交通量は、平日 24 時間で 18,208~30,820 台/日であり、走行ルートごとの工事用車両は最大 380 台/日を想定しています。現況交通量に対する工事用車両の割合は小さく、周辺の環境に及ぼす騒音・振動の影響は小さいと考えており、環境影響評価の項目として選定しておりません。</p> <p>特別区道江 144 号の枝川駅*部における開削区間は、工事施工ヤードとなることを想定しているため、当該区間の工事用車両については、安全面も考慮し、速度を抑えて走行することから、工事用車両による騒音・振動は小さいと考えられます。</p> <p>なお、工事用車両については、法定速度の遵守やアイドリングストップ、空ぶかしの禁止等により、現場周辺の騒音・振動の低減に努めます。</p> <p>加えて、工事用車両の走行ルートは、一般車両、緊急車両及び近隣住民等の日常生活に著しい影響を及ぼすことのないよう十分に検討の上、交通安全対策も含めて交通管理者等の関係機関と調整を図り決定します。</p>

注) ※駅名は仮称である。

意見の内容	事業者の見解
<p>【土壌汚染】 工事による掘削や搬出先への移動に伴う土壌については、飛散防止対策を実施することにより、周辺環境の保全に努めること。</p>	<p>工事の施行に先立ち、土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続及び調査を行います。調査の結果、土壌汚染が確認された場合には、土壌汚染対策法第12条及び第16条並びに「東京都土壌汚染対策指針」に基づく手続を行い、搬出の際には、運搬車両に粉じん飛散防止シートを着用するといった飛散防止対策を実施します。</p>
<p>【土壌汚染】 油汚染土壌が確認された場合には、「油汚染対策ガイドライン」に従い対策を行うこと。</p>	<p>事業の実施に当たって油汚染土壌が確認された場合には、「油汚染対策ガイドライン」を踏まえ、適切に対応します。</p>
<p>【史跡・文化財】 (p166)表8.5.1-3(6)事業区間周辺の指定・登録文化財の状況 番号228について修正をすること。 種類：誤)区登録→正)区指定 指定・登録年月：誤)平成19年10月 →正)平成20年2月</p>	<p>御指摘のとおり、修正します。</p>